

1. 件名：日本原子力研究開発機構高速増殖原型炉もんじゅの施設定期検査に関する面談
2. 日時：令和元年11月6日(水) 10:30～11:30
3. 場所：原子力規制庁2階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部検査グループ 専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、梶田主任原子力専門検査官、後藤検査技術専門職

日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証部門 高速増殖原型炉もんじゅ 安全管理課員 他4名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画に定められている性能維持施設に関する施設定期検査について、以下の説明を受けた。

- ・廃止措置計画書記載の性能維持施設のうち、維持期間が終了した施設について、事業者自主検査を実施しないこととする廃止措置計画書の変更認可申請を行っており、当該認可後は、当該施設については、施設定期検査の対象としないこととしたい。

○原子力規制庁から、以下を伝えた。

- ・制度上、廃止措置計画書の性能維持施設に対して、施設定期検査を行う必要がある。当該変更認可後も廃止措置計画書に性能維持施設として記載されているものの既に性能維持期間が終了しており、性能を維持していない施設についても、現時点で施設定期検査の必要がない施設であることについての確認は必要である。当庁ではこの確認を施設定期検査で行うことも検討していることから、原子力機構においては、当該認可が行われた時点で、改めて、当該施設の維持期間の終了時期や施設の状態についての品質記録等の客観的な情報に基づき積極的に情報提供を行うこと。

○原子力機構から、了解した旨の回答があった。

6. その他

資料 事業者自主検査要領書における施設番号の変更について

以上